



インフルエンザワクチン 予防接種費用の助成が始まります！

村では、下表の方を対象に、インフルエンザワクチンの接種費用を助成します。対象となる方には、9月下旬に「インフルエンザ予防接種予診票(受診券)」を郵送します(下表③④に該当する方を除く)ので、助成期間内に接種してください。なお、下表③④に該当する方は、事前に必要な手続きを行った上で接種を受けてください。

インフルエンザワクチンは、インフルエンザの発症を抑えたり、かかったときに重症化するのを防いだりする効果が期待できます。また、ワクチンの予防効果は接種した2週間後(13歳未満の子どもは2回の接種後)から、5か月程度と考えられています。接種の際は、ワクチンの効果や副反応について理解した上で、体調の良いときに受けましょう。



【助成期間】

10月1日(土)～平成29年1月31日(火)

【対象等】

対象	自己負担額	事前申請	備考
① 1歳(平成28年10月1日現在)から中学3年生までの方	1,000円/回	不要	9月下旬に予診票を郵送します。 ▼9月以降に転入した方(予診票が届かない方) 保健センターへお問い合わせください。
② 65歳以上の方 (接種日当日の年齢)	無料	不要	▼昭和26年12月1日までに生まれた方 9月下旬に予診票を郵送します。必ず、65歳の誕生日を迎えてから接種を受けてください。 ▼昭和26年12月2日～31日に生まれた方 11月以降に予診票を郵送します。
③ 60歳以上64歳以下で心臓・腎臓・呼吸器等の内部障がいにより身体障害者手帳1級の交付を受けている方	無料	要	▼初めて申し込む方 障害者手帳等をお持ちの上、保健センターへ申し込みください。 ▼助成を受けたことがある方 保健センターへ電話で申し込みください。
④ 1歳以上65歳未満で村民税非課税世帯の方	無料	要	「東海村インフルエンザワクチン接種用村・県民税非課税証明書※」をお持ちの上、保健センターへ申し込みください。なお、1歳から中学3年生までの子ども(対象①)がいる場合は、郵送された予診票もお持ちください。 ※証明書の発行…税務課(役場行政棟1階)で申請してください(手数料200円)。交付を受ける際は、窓口に来る方の本人確認ができるもの(運転免許証等)をお持ちください。平成28年1月2日以降に転入した方は、前住所地の非課税証明書が必要となります。
⑤ 1歳以上65歳未満で生活保護世帯の方	無料	不要	9月下旬に予診票を郵送します。 ▼予診票が届かない方 「生活保護受給証」をお持ちの上、保健センターへ申し込みください。なお、1歳から中学3年生までの子ども(対象①)がいる場合は、郵送された予診票もお持ちください。

※対象④⑤を除く16歳(高校生)以上64歳以下の方は、接種費用が自己負担となります。接種を希望する方は、直接医療機関へお問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ】

保健センター(☎282-2797)